

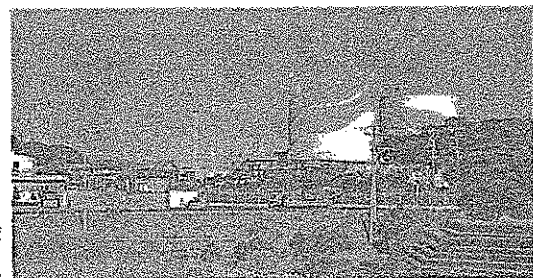
「再稼働に合わせたざん審査」の声

原子力規制委員会は5日、九州電力川内原発1号機（鹿児島県薩摩川内市）について、運転開始から30年の高齢化（老朽化）技術評価とそれに基づく長期保守管理方針を認可しました。運転を前提とした老朽化対策の技術評価について規制委が認可したのは初めて。評価が終わっていない機器もあるなか、市民団体などから再稼働の日程合わせのざん審査だ、と批判の声が上がっています。

規制委

原子炉等規制法では、運転開始から30年を迎える原発に対して、老朽化を考慮した原発の評価とそれに基づく今後10年間の保守管理方針の策定を求め、その後、10年ごとに同様の評価を求めています。

7月で運転開始から31年となった川内原発1号機は、2013年12月に老朽化の評価などを規制委に提出。しかし、その後、新規制基準の適合性申請で、原発で想定する地震の揺れ（基準地震動）が引き上がったこと



九州電力川内原発

とから、九電は今年7月3日に大幅な補正をした申請書を提出。その

影響評価が完了していない機器があるため、今後、九電が1年かけて評価するといいますが、また、腐食を考慮した場合、耐震評価がギリギリとなる配管が報告されていますが、実測データを反映した評価の実施を定めることでよしとしています。田中俊一委員長は、これまでの会見で「認可前の再稼働は」一般的な感覚としては理解し難い」と述べ、審査を急ぐ方針を示していました。

高浜原発3号機 使用前検査申請

関電

関西電力は5日、新規制基準に「適合」したとする高浜原発3号機（福井県高浜町）について、再稼働に必要な使用前検査を申請しました。関電によると、10月に核燃料を原子炉内に搬入し、11月上旬以降の起動を目指すとしています。高浜原発3号機は今年4月、福井地裁から運転差し止め仮処分決定を受け、決定が覆られない限り再稼働はできません。

しかし、関電は、核燃料を原子炉に装荷して行う検査は、仮処分が決定した「運転してはならない」に当たらないといっています。ただ、実際に燃料を入れるかどうかは「裁判の状況と、地元の理解を踏まえて判断したい」としています。4月に福井地裁が行った仮処分決定は、原子力規制委員会が策定した新規制基準は「緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」と指摘したもので、福井地裁で異議審の審理中。5月に第1

「もんじゅ」また規定違反 島根原発では記録「ねつ造」

規制委報告

大量の機器点検漏れが見つかり運転へ向けた活動が止められていた日本原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」（福井県敦賀市）で、機器の不具合や故障が発生した場合

の管理に使う「保守票」などの報告書約800件（票帳約2300枚）が保管もされず未処理だったことが明らかになりました。5日の原子力規制委員会定例会で報告されました。規制庁によれば、保安規定違反

は、2012年に発見した大量の機器点検漏れ以降7件目です。報告は原子力規制庁が全国の原発を対象にした保安検査の結果。もんじゅでは6月に検査を実施したところ、保安規定などの未処理が見つかり、「品質マネ

ジメントが適切に機能していなかった」として、保安規定「違反」と認定されました。また、10年間の保管が義務づけられているナトリウム温度の記録紙の一部が紛失していたことも判明。「違反」より低いレベルの「監視」と認定されました。一方、中国電力島根原発（松江市）では、原発から発生する低レベル放射性廃棄物を固める際に使用する水流

計などの検査をしていなかったのに、「過去の記録の写しを用い実施したかのように記録を作成」していました。偽造は他社の監査で発見したもので、これは「監視」とされましたが、原子力規制委員から「軽くみることができない」「ねつ造、あってはならない」と指摘されました。九州電力川内原発でも、2件が「監視」と認定されました。

8/6 赤旗

回審尋が開かれ、11月13日まで期日が指定されています。